

令和6年12月1日以前からお持ちの健康保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得していただきますようお願いいたします。

なお、従来の健康保険証と同様に、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関を受診するときなどは、マイナ保険証と一緒に、マイナポータルの「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を窓口で提示する必要があります。

オンライン資格確認ができない場合に備えて、マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面をご自身のスマートフォンにダウンロードしていただきますようお願いいたします。

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

